

高松市上林町30番地8
アイラックホーム株式会社
代表取締役 増元 浩二 様

高松市長 大 西 秀 人



開発行為

許	可
不	許

 可 通知書

令和8年1月14日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり

許可する

、

許可しない

、ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

1 許可の条件（不許可の理由）

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・重力式擁壁1型～3型の載荷重は5.0kN/m²以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積

高松市香川町大野 字城
833番1、855番1

1,980.20 平方メートル

3 予定建築物等の用途

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注

- 1 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守してください。また、工事期間中は安全管理を十分行い、適切に工事をしてください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 2 1にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この場合においては、審査請求をすることはできません。）。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

(第 R7-101 号の変更)

第 R 8-17 号

令和 8 年 5 月 13 日

高松市上林町 30 番地 8
アイラックホーム株式会社
代表取締役 増元 浩二 様

高松市長 大 西 秀 人



開発行為変更

許	可
不	許

 通知書

令和 8 年 5 月 1 日付けで申請のあった開発行為の変更については、次のとおり

許可する
許可しない

 ので、都市計画法第 35 条の 2 第 4 項において準用する同法第 35 条第 2 項の

規定により通知します。

1 許可の条件 (不許可の理由)

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・重力式擁壁 1 型～3 型の載荷重は 5.0kN/m²以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積

高松市香川町大野 字城
833 番 1、855 番 1

1,980.20 平方メートル

3 予定建築物等の用途

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守してください。また、工事期間中の安全管理を十分行い、適切に工事をしてください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内 (前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内) に、高松市を被告 (高松市長が被告の代表者となります。) として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分 (審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 2 1 にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます (この場合においては、審査請求をすることができません。)

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。